平成２１年（フ）第１４９１号
東京都西東京市田無町７丁目17番３―208号
債務者　千葉　直人
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５１３号
東京都東村山市本町２丁目22番地15サングリーンハイツ503
債務者　藤島　信吾
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５１９号
東京都墨田区向島２丁目15番12―304号、住民票上の住所横浜市中区山下町70番地15ライオンズマンション山下公園102号
債務者　池田　嘉幸
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５２５号
東京都青梅市千ケ瀬町２丁目154番地の１クリオ東青梅壱番館104
債務者　佐々木春雄
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５５２号
東京都千代田区岩本町２丁目７番８号ダイヤモンドレジデンス岩本町201号
債務者　長宗　望己
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５７３号
東京都練馬区田柄４丁目25番６号
債務者　笹原　未樹
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６２号
広島県福山市駅家町大字法成寺1224番地
債務者　松井　邦次
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３９５号
広島県福山市松永町５丁目41番28号、旧住所広島県福山市御幸町大字中津原1918番地12
債務者　小林　朋絵
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４１０号
広島県福山市津之郷町大字津之郷739番地８、旧住所広島県福山市津之郷町大字津之郷475番地２　サンセール204
債務者　石橋　　功
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４１３号
広島県福山市地吹町16番34号　コージンハイツ５号、旧住所広島県福山市本庄町中四丁目11番７号
債務者　徳永　　毅
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９００号
静岡市葵区沓谷６丁目12番地の５　ハイツまつのＡ―203号、旧住所埼玉県朝霞市朝志ヶ丘４丁目８番９号　第２ホワイトハイツ203号
債務者　寺田　信子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３８９号
群馬県高崎市西島町４番地１
破産者　足立　道弘
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３９２号
群馬県高崎市西島町４番地１
破産者　足立　純子
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４３０号
群馬県高崎市上大類町628番地11
破産者　中川　正人
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５８号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町86番地
破産者　今　　正己
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係